

近江八幡市教育大綱

「子ども」が輝き「人」が学び合い
ふるさとに愛着と誇りをもち
躍動する 元気なまち 近江八幡

平成30年4月



滋賀県近江八幡市

1 はじめに

本市では、平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正・施行されたことを受けて、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育課題やあるべき姿を共有し、より一層、民意を反映した教育行政に取り組むことを目的として「総合教育会議」を設置いたしました。

総合教育会議では、地域の実情や特性を踏まえ、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について協議し、平成27年10月に「近江八幡市教育大綱」として、その目標や根本となる方針を策定しました。

平成30年3月に近江八幡市教育大綱が期間満了を迎えるにあたり、総合教育会議において、改めて協議を行い、これまで近江八幡市教育大綱に基づき取り組んできた施策を踏まえ、本市の教育行政に係る課題について再度検証し、改正を行いました。

これからの時代は、多様な考えをもつ人々が、互いに認め合い、協働することが求められています。今回の改正では、全ての市民が尊重され、自分らしく生きていけるようにとの想いを込めた内容としております。

教育は、健全な社会生活を営むうえで必要なものであると共に、豊かな心を育み、充実した市民生活を築く礎にもなります。

「子ども」はもちろん、「親」や「市民」が自ら学び、育つことにより、『ふるさとに愛着と誇りを持ち、躍動する元気なまち近江八幡』が実現されることを願うと共に、近江八幡市教育大綱を柱として、その実現に向けた一層の教育行政の推進に邁進してまいります。

平成30年4月

近江八幡市長 富士谷 英正



2 趣 旨

1. 策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律162号）（以下、「法」という）が一部改正され、平成27年4月に施行され、同法第1条の3第1項の規定により、市長は、教育基本法（昭和22年法律25号）第17条第1項に規定する基本的な方針（国の教育振興基本計画）を参酌した上で、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を、市長が定めることとなりました。

この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、法第1条の4第1項に定める「総合教育会議」において、市長と教育委員会とが協議・調整したうえで策定するものです。

このようなことから平成27年10月に近江八幡市教育大綱を策定し、近江八幡市の教育行政の方向性や目標を明確にいたしました。計画期間が満了を迎えるにあたり、現状の課題や今後の方向性を議論し、改定を行いました。

2. 他の計画との位置づけ

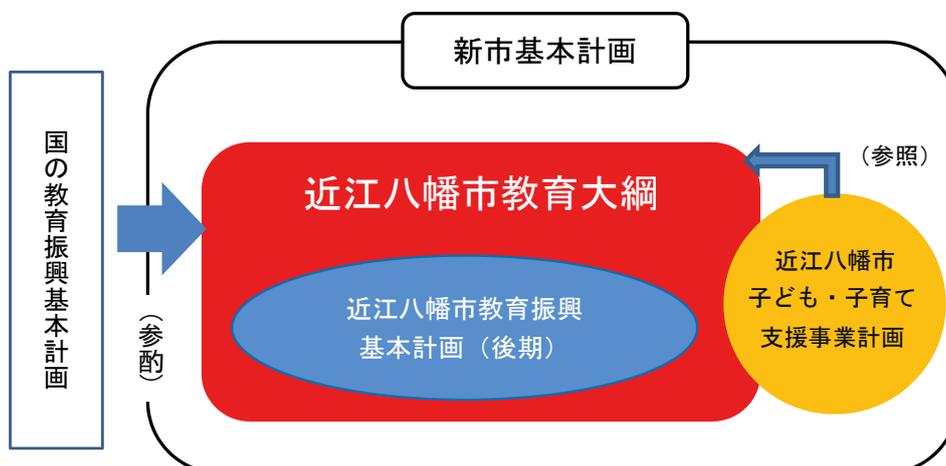
近江八幡市教育大綱は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

「近江八幡市・安土町新市基本計画」（平成21年5月）に掲げられた基本方針を礎におき、近江八幡市教育委員会にて策定された「近江八幡市教育振興基本計画」（平成24年3月）をベースにして策定しました。

また、平成27年3月に策定された「近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」における基本理念や基本的な考え方を踏まえて策定しました。

※近江八幡市教育振興基本計画は策定後5年を迎え、中間見直しを実施し、平成29年5月に「近江八幡市教育振興基本計画（後期）」として改正されました。

【大綱のイメージ】



3 期 間

近江八幡市教育振興基本計画（後期）の期間にあわせて、平成30年度から平成33年度までの4年間の期間とします。

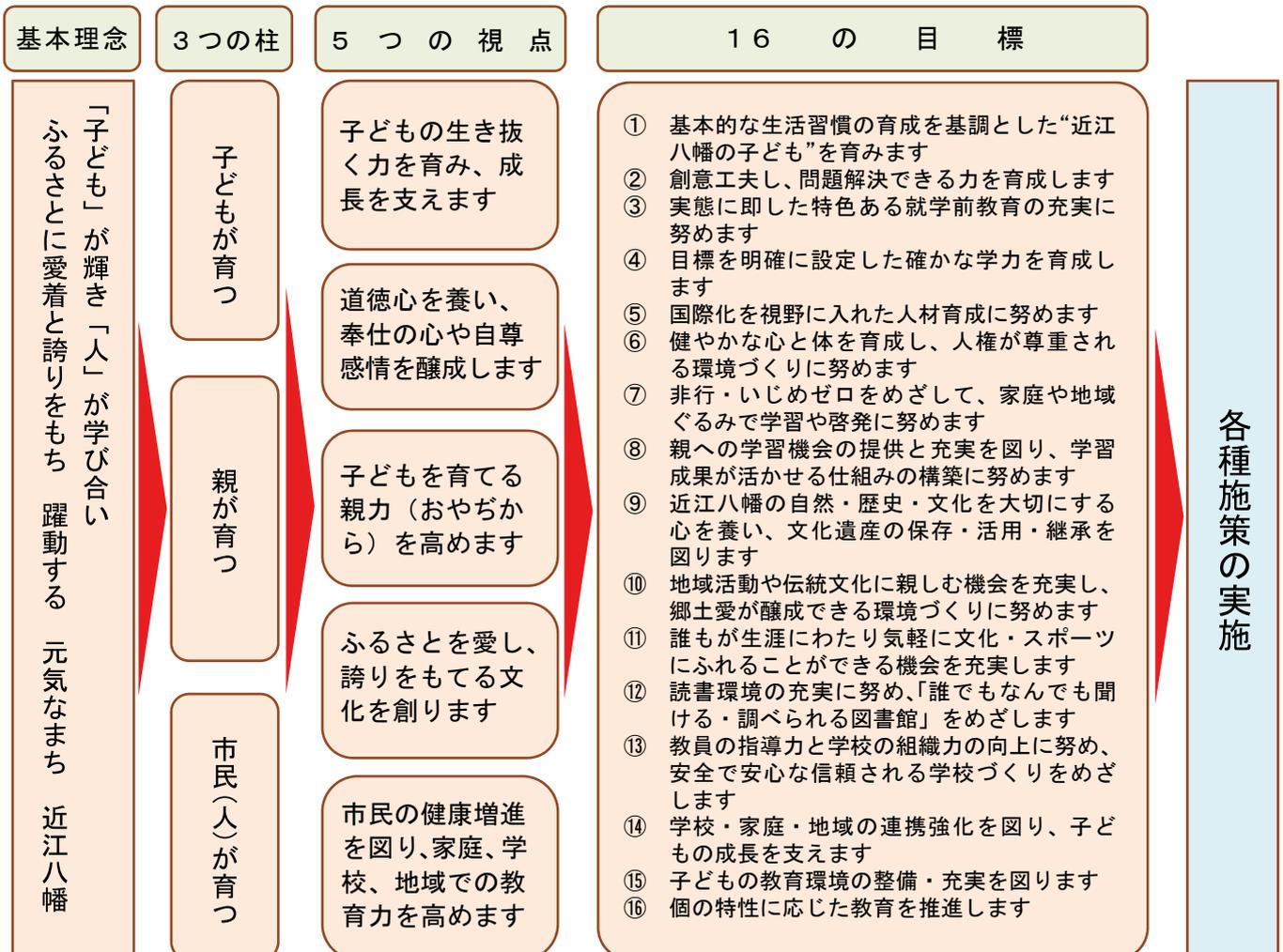
ただし、期間の考え方としては、今回設定した4年間の固定することなく、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、更新時期に開催される総合教育会議において協議・調整を行い、適宜見直し、決定していくものとします。

4 構 成

大綱は、近江八幡市教育振興基本計画をベースに、現状で発生している課題や昨今の情勢を盛り込み作成することになります。

内容については、「基本理念」「3つの柱」「5つの視点」「16の目標」から構成されています。

大綱は、詳細な施策を策定することは求められていないことから、具体的な施策は盛り込まず、今後大綱に則して施策を実施することとなります。



5 基本理念と3つの柱

1. 基本理念

「子ども」が輝き 「人」が学び合い
ふるさとに 愛着と誇りをもち
躍動する 元気なまち 近江八幡

子どもが自ら考え、判断し、問題を解決する「生き抜く力」を育み、また子育てなどを通じて親も子どもとともに成長し、市民一人ひとりが生きがいを感じ、郷土に愛着と誇りをもてる教育行政をより一層推進することで、家庭・学校・地域が活性化され、躍動する元気なまち「近江八幡」の実現をめざします。

2. 3つの柱

①子どもが育つ ②親が育つ ③市民（人）が育つ

基本理念の実現のためには、市民一人ひとりが教育を通じて、自ら高め合うことが必要であり、主体となるべき項目を3つの柱として掲げました。

① 子どもが育つ

子どもの成長は、まちの将来の創造に繋がります。次代を担う子どもが、自らに誇りをもち、多様で変化の激しい社会を生き抜く力を伸ばす取組を進めます。

② 親が育つ

子どもは、次代の親となります。子どもは、身近な大人としての親を見て育ちます。親自身が成長し子どもの規範となることで、子どもの成長にも好影響があることから、親自身が成長できる取組を進めます。

③ 市民（人）が育つ

だれもが生き生きと暮らすためには、だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも、学ぶことが大切です。また市民が教育を通じて互いに交流することで成長できる取組を進めます。

6 視点と目標

1. 5つの視点

- ①子どもの生き抜く力を育み、成長を支えます
- ②道徳心を養い、奉仕の心や自尊感情を醸成します
- ③子どもを育てる親力（おやぢから）を高めます
- ④ふるさとを愛し、誇りをもてる文化を創ります
- ⑤市民の健康増進を図り、家庭、学校、地域での教育力を高めます

基本理念・3つの柱を方針として、具体的に取り組むための考え方を5つの視点として掲げました。

視点① 子どもの生き抜く力を育み、成長を支えます

社会情勢の変化に対応でき、これからの近江八幡を担う人材として活躍できる子どもの成長を支えます。

視点② 道徳心を養い、奉仕の心や自尊感情を醸成します

いじめなどを未然に防ぐために正しい判断ができるよう心の教育を行い、社会の一員として支え合い、奉仕する心や、自分には価値があることを身近な人たちの評価や自己評価を通じて確認する心を醸成します。

視点③ 子どもを育てる親力（おやぢから）を高めます

子どもを教育する最も身近な存在は親であり、子どもの成長には親の成長が必要不可欠であることから、親のもつ力を高めます。

視点④ ふるさとを愛し、誇りをもてる文化を創ります

地域を知ることで愛着をもち、愛着をもつことで地域に貢献ができ、貢献することが誇りにつながり、地域に対する誇りが新たな文化を創ります。

視点⑤ 市民の健康増進を図り、家庭、学校、地域での教育力を高めます

健康な体づくりを行い維持することで、市民だれもが教育を受けることができ、また家庭、学校、地域ぐるみで教育を推進し、全体の教育力を高めます。

2. 16の目標

- ①基本的な生活習慣の育成を基調とした“近江八幡の子ども”を育みます
- ②創意工夫し、問題解決できる力を育成します
- ③実態に即した特色ある就学前教育の充実に努めます
- ④目標を明確に設定した確かな学力を育成します
- ⑤国際化を視野に入れた人材育成に努めます
- ⑥健やかな心と体を育成し、人権が尊重される環境づくりに努めます
- ⑦非行・いじめゼロをめざして、家庭や地域ぐるみで学習や啓発に努めます
- ⑧親への学習機会の提供と充実に図り、学習成果が活かせる仕組みの構築に努めます
- ⑨近江八幡の自然・歴史・文化を大切にすることを養い、文化遺産の保存・活用・継承を図ります
- ⑩地域活動や伝統文化に親しむ機会を充実し、郷土愛が醸成できる環境づくりに努めます
- ⑪誰もが生涯にわたり気軽に文化・スポーツにふれることができる機会を充実します
- ⑫読書環境の充実に努め、「誰でもなんでも聞ける・調べられる図書館」をめざします
- ⑬教員の指導力と学校の組織力の向上に努め、安全で安心な信頼される学校づくりをめざします
- ⑭学校・家庭・地域の連携強化を図り、子どもの成長を支えます
- ⑮子どもの教育環境の整備・充実に努めます
- ⑯個の特性に応じた教育を推進します

5つの視点から具体的な施策に繋げるため、16の目標を掲げました。この目標に沿って、今後各種施策に取り組めます。

○総合教育会議

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育課題やあるべき姿を共有し、より一層、民意を反映した教育行政に取り組むために設置する会議のこと

会議は、市長と教育委員会で構成され、主に以下の3項目について協議・調整を行うこととなる

- ① 大綱の策定に関する協議
- ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

○総合教育会議における

協議 自由な意見交換として幅広く行われるもの

調整 教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、児童福祉、青少年健全育成など市長の権限に関する事務との調和を図ること

○**道徳心** 道徳を守ろうとする心。善悪を判断し、善を行おうとする心

(道徳) 人々が、善悪をわきまえて正しい行為をなすために、守り従わねばならない規範の総体

○**自尊感情** 長所も短所も含めて、自分自身をかけがえのない(価値のある)存在と感じること

○**郷土愛** 生まれ育った故郷を愛すること、また愛する心

平成30年4月

発行 近江八幡市総合政策部政策推進課
TEL 0748-36-5527